

令和6年度第1回コンプライアンス委員会 議事録

1 開催日時

令和6年4月18日（木）午前10時から午前10時30分まで

2 開催場所

青海フロンティアビル14階（一部委員はオンライン参加）

3 出席者

（1）委員

越委員長、板倉委員、小玉委員、塩田委員、北島委員、小澤委員、西沢委員、
小林委員、小田委員、松村委員、石井委員、生駒委員、野邊委員（外部委員）

（2）事務局

デフリンピック準備運営本部総務部総務・人事グループ

4 議事録

○板倉委員

ただいまから、公益財団法人東京都スポーツ文化事業団デフリンピック準備運営本部「令和6年度第1回コンプライアンス委員会」を開催いたします。まず、事務局より資料及び定足数の確認があります。

○事務局

まず、資料の確認をいたします。資料は事前にメールにて送付しております。

はじめに「会議次第」、続きまして「委員名簿」及び「本委員会の設置要綱」があります。

続きまして、議事1「令和6年度デフリンピック準備運営本部コンプライアンス推進計画」及び別紙「令和6年度デフリンピック準備運営本部研修計画」があります。

続きまして、議事2「令和6年度内部監査計画」があります。

続きまして、議事3「デフリンピック準備運営本部におけるガバナンスの確保」がありません。

続きまして、議事4「デフリンピック準備運営本部における寄附協賛」があり、別紙として「第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025における寄附又は協賛募集に係る個人並びに企業及び団体等との対応指針」を付けております。会議資料は以上ですが、不足はないでしょうか。

続いて「定足数の確認」をいたします。

委員数は13名です。コンプライアンス委員会設置要綱第6条の規定より、定足数は委員の3分の2となっています。9名が定足数となりますが、本日の委員の出席は13名全員の参加ですので、定足数を満たしております。従いまして、本日の委員会は有効に成立することを御報告いたします。事務局からは以上です。

○板倉委員

それでは、開会にあたり、委員の皆様を紹介いたします。

本委員会設置要綱に基づき、委員長となります越デフリンピック準備運営本部長です。

続いて、総務部調整担当小玉シニアマネージャーです。

続いて、監査室塩田シニアマネージャーです。

続いて、大会統括部北島シニアマネージャーです。

続いて、プロトコール部小澤シニアマネージャーです。

続いて、大会サービス部西沢シニアマネージャーです。

続いて、競技部小林シニアマネージャーです。

続いて、総務部小田総務・人事グループマネージャーです。

続いて、総務部石井企画・広報グループマネージャーです。

続いて、総務部松村労務管理グループマネージャーです。

続いて、総務部生駒予算グループマネージャーです。

続いて、外部委員として御参画いただく渥美坂井法律事務所・外国法共同事業の野邊先生です。

最後に、委員会の庶務を所管する総務部の板倉と小田でございます。

それでは開会にあたりまして、委員長の越本部長より、御挨拶を申し上げます。

○越委員長

委員長の越でございます。本日はお忙しい中、本委員会に御出席賜りまして、誠にありがとうございます。新年度最初の委員会ですので、一言御挨拶申し上げます。

デフリンピックが、都民・国民に心から歓迎されるためには、スポーツの根幹であるフェアネスを体現し、適切なガバナンス体制を構築することが不可欠です。当本部では、昨年4月以降、適切な組織運営に欠かせない規程の整備や監査室の設置等に取り組んで参りましたが、今般の大幅な体制拡大もあり、職員一人ひとりが今後より一層コンプライアンスの徹底を意識して業務を遂行しなければなりませんし、それが大会開催の大前提となります。そのため、スポーツ庁の指針や都のガイドラインを踏まえた、利益相反の管理や役職員に対するきめ細かな研修の実施等、各種取組をしっかりと進めて参ります。大会終了後、胸を張ることができるクリーンな大会を目指していきます。

本委員会は当本部におけるコンプライアンス確保に向けた取組等を審議するとともに、その進捗・管理を行う重要な機関でございます。本日も含めまして、委員の皆様のお意見を

いただきながら、コンプライアンスの推進に向け、より実行性のある取組を進めて参りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○板倉委員

越委員長、御挨拶ありがとうございました。

それでは、議事に入る前に、本委員会の所掌事項について御説明いたします。本委員会設置要綱第3条において、「コンプライアンスの推進に関すること」「コンプライアンスの推進に係る施策の立案に関すること」「職員の汚職等を防止する方策に関すること」「コンプライアンス問題に対する対応方針、原因究明、再発防止策の審議に関すること」「監察等の結果の共有及び課題の検討に関すること」「その他必要と認める事項に関すること」と定められておりますので、本委員会では、当本部のコンプライアンスの推進に係る様々な事項につきまして、広く審議してまいりたいと存じます。

それでは、議事に入ります。

議事1「令和6年度デフリンピック準備運営本部コンプライアンス推進計画」について、説明をお願いします。

○小田総務・人事グループマネージャー

今年度のコンプライアンス推進計画につきましては、昨年度3月のコンプライアンス委員会で審議いただきましたが、今年度1回目のコンプライアンス委員会ですので、改めて内容について御説明いたします。

具体的に今年度のコンプライアンス推進のための取組事項は、3に6点記載しております。

(1)「規程等の整備及び適正な管理」について、令和6年4月1日付でも規程の改正を行っておりますので、必要に応じて、適正に規程の管理・運用をしてまいります。

(2)「各種委員会の適切な運営」について、本日のコンプライアンス委員会や利益相反マネジメント委員会を、規程に基づき、複数回実施する予定です。

(3)「役職員に対する継続的なコンプライアンス教育の実施」について、別紙に記載がございますが、年間のコンプライアンス研修を計画的に実施するとともに、12月をコンプライアンス推進月間と定めまして、チェックリストにもとづいた自己点検等、コンプライアンスに関する職員の理解促進を図ってまいります。

(4)「利益相反の適切な管理」についてですが、本計画上、新規事項として追加しております。役職員から着任時等に利益相反に関する自己申告書を提出いただくとともに、四半期ごとに利益相反管理チェックシートを徴取して、制度の理解状況を確認してまいります。

また、人材の採用及び配置についても、適宜利益相反マネジメント委員会に付議することとしており、今年度も利益相反管理を適切に行ってまいります。

(5)に「内部監査の実施」ですが、昨年度と同様、内部監査を実施し、適切なガバナンス体制を確保していきます。

最後に、(6)に「適切な情報公開」について記載しており、当本部のホームページにおいて、大会運営に係る情報を継続的に発信していくとともに、各種規程や各種委員会資料等、主体的に公表してまいりたいと考えています。説明は以上です。

○板倉委員

本件に関しまして、御質問、御意見等をお願いいたします。

(質問・意見なし)

○板倉委員

続きまして、議事2「令和6年度内部監査計画」について、説明をお願いします。

○塩田委員

それでは監査室から「令和6年度内部監査計画」について、説明させていただきます。

「1 令和5年度内部監査の状況」については、都のガイドラインを踏まえ、令和5年度は、ガバナンス体制の整備面など、リスクアプローチの観点から踏まえて内部監査を実施しました。また、監事監査及び外部監査と三者で定期的に意見交換を実施し、連携を図ることで、三様監査体制を構築しました。

「2 基本方針」ですが、令和5年度内部監査のヒアリングの中で、令和6年度は職員の増員や職員構成の変化、外部との接触機会の増加等が見込まれることから、不正や事故等が生じないよう、改めて職員への意識啓発や研修等が重要であるという意見が多く挙げられました。都のガイドラインでは、大会運営組織の本格活動時において、運営が適正かつ効率的なものとなるよう「ガバナンスの実効性の確保と適切な見直し」を着眼点にしています。令和6年度は大会準備が本格化することから、都のガイドラインや令和5年度の監査室ヒアリングによる意見等を踏まえて、適切なガバナンス体制の確保、状況を踏まえた適切な見直し等の観点により、重点的に監査を実施してまいります。

「3 監査内容」ですが、令和6年度は「重点監査」と「業務監査」を実施いたします。(1)重点監査では、基本方針に基づき、状況に応じて適切なガバナンス体制が十分に機能しているか、業務プロセスにおいて適切な見直しが定期的に行われているか等について、監査室が各部にヒアリングを実施します。また、事業の計画的な執行管理、適切な意思決定等についても各部に確認していきたいと考えております。(2)業務監査については、令和6年度は契約事務、会計事務、文書事務、サービス管理、情報管理等について適

正性、経済性、透明性、説明責任の担保等の観点から実施する予定です。具体的な監査の内容や方法に関しては、今後、検討してまいります。

「4 監査機関同士の連携について」ですが、令和6年度も引き続き三者で定期的に意見交換を実施し、連携を図っていきます。令和6年度は、意見交換を3回実施します。1回目は6月5日に実施し、内部監査の内容を共有するとともに、監事監査及び外部監査の結果・課題等を確認し、意見交換を行うことで、内部監査の監査内容等に反映していく予定です。2回目は11月頃に実施し、内部監査実施結果等を共有し、令和7年度内部監査の方向性について意見交換を行えればと思います。3回目は、3月頃に実施し、令和7年度の監査計画案等を共有するとともに、外部監査の実施状況を確認し、意見等を踏まえて令和7年度監査計画等に反映していきたいと考えております。

最後に、「5 監査日程等」ですが、7月に内部監査を実施し、1月に監査報告書の公表を考えております。説明は以上です。

○板倉委員

それでは、本件に関しまして、御質問、御意見等をお願いいたします。

○野邊委員

1点、質問よろしいでしょうか。監査を行われている中で、生じる恐れのあるリスクや未然防止のための確認を行われたということですが、現状で特別認識しているようなリスクがあれば御共有いただきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

○塩田委員

昨年度に監査をした中での事項ではありませんが、令和6年度の監査計画でも触れましたように、今年度は職員が増えております。そのため、コンプライアンスの意識付けの研修等を丁寧に行っていくことが必要になっていくと考えています。また、来年度の大会を踏まえて、外部との接触の機会が多くなると思いますので、複数名で対応する体制を構築していく必要があると考えております。

○野邊委員

ありがとうございました。よく理解できました。

○板倉委員

その他、御質問、御意見等はございますでしょうか。

それでは、続きまして、議事3「デフリンピック準備運営本部におけるガバナンスの確保」について、説明をお願いします。

○塩田委員

引き続きではございますが、監査室から説明をさせていただきます。本資料は、スポーツ庁の指針及び都のガイドラインに記載のある事項に対し、デフリンピック準備運営本部としての対応状況及び対応内容を確認し、とりまとめたものとなります。

スポーツ庁の指針では、適切な組織運営を確保するための体制や規程の整備、コンプライアンス教育の実施、適切な情報開示、利益相反取引の適切な管理、通報制度や懲罰制度の構築、危機管理体制の構築など、11の原則に基づくセルフチェックリストとなっています。

都のガイドラインにおいても、国際スポーツ大会を運営する組織において、役員等の適切な選任、コンプライアンスの確保、内部統制・外部チェックといった仕組みの構築、利益相反の管理、積極的な情報公開が求められております。

対応状況については、既に対応が完了しているもの、また今後も対応を継続するものは「対応済」、対応方針が決まっており達成が見込まれるもの、また現在対応方針を検討中であるが今後対応を行う予定のものは「対応予定」として記載しています。

なお、準備運営本部には適応されないもの、例えば、原則1の7のように、民間企業からの出向者の配置を予定していない等の内容は、非適用としています。

以上のような区分で状況を確認した結果、令和6年3月末での対応状況は、全体で131項目のうち、対応済が115項目、代替措置実施済が2項目、非適用が6項目、残る対応予定が8項目となっており、対応済・代替措置実施済は94%となっております。なお、対応予定としています原則2の役員等の体制については、外部理事・女性理事等の目標割合の設定や、役員を選任方針の策定など、今後も引き続き検討を進めてまいります。

また、原則5のコンプライアンス強化のための教育のうち、ボランティアに対する教育については、ボランティアを採用した時点で対応してまいります。なお、ガバナンス体制の確保状況については、適宜ガバナンス確保の状況を確認し、本資料を更新の上、準備運営本部HPにおいて引き続き公表していきたいと考えています。説明は以上となります。

○板倉委員

それでは、本件に関しまして、御質問、御意見等をお願いいたします。

(質問・意見なし)

○板倉委員

続きまして、議事4「デフリンピック準備運営本部における寄附協賛」について、説明をお願いします。

○生駒予算グループマネージャー

東京 2025 デフリンピックにおける寄附協賛募集における企業等との対応指針の策定について、御説明させていただきます。今年の 3 月 22 日に東京 2025 デフリンピックにおける寄附協賛募集を開始しておりまして、これに合わせて、今後寄附協賛企業を募るにあたって、2 つの目的から対応指針を策定しております。

1 つ目に寄附協賛企業の募集にあたっては、都の法務から指摘があった許認可権限を有する職歴のある職員の募集活動は独禁法上の優越的地位の濫用に該当するおそれがあるので、その事前チェックをするということが目的です。

2 つ目に、企業と接触した場合に、接触した企業の共有化と接触状況の透明化というところで、同一企業への接触に関する重複回避等、接触を明らかにすることで、透明性を確保することを目的としております。

現在、寄附協賛制度につきましては、募集条件を事業団のホームページで公開しておりまして、企業や団体がデフリンピックの準備・運営に寄附協賛を行いたいという場合には、事業団に申込みいただくという制度になっております。ただ一方で、こちらから協力をいただきたい企業や、事業団のホームページを閲覧して、寄附協賛に興味を持ってくれた企業には、直接訪問して、説明することも想定しておりますので、この場合の接触の手続について、定めたものでもあります。

以下、資料からになりますが、適用対象としましては、利益相反や利害関係者の接触指針を参考に役員及び準備運営本部の職員を対象としております。また、接触にあたっての事前手続として、接触記録シートを定めており、それを作成してもらい、接触を予定している職員と企業での利益相反や過去の職歴等を確認します。接触後は、企業との接触状況の内容や次の接触有無を記入していただき、今後の接触にあたっての共有ができればと考えております。施行といたしましては、令和 6 年 3 月 22 日からとしております。説明は以上です。

○板倉委員

それでは、本件に関しまして、御質問、御意見等をお願いいたします。

○野邊委員

1 点、質問よろしいでしょうか。これはいわゆるスポンサーシップやパートナーシップのようなものと同視してもよいものでしょうか。それともスポンサーは別途でいらっしゃって、別に寄附協賛という仕組みを設定されているという風に理解すればよろしいのでしょうか。

○生駒予算グループマネージャー

こちらはスポンサーシップと同一のものと考えていただければと思います。

○野邊委員

ありがとうございます。そうしますと、通常のスポンサーシップの営業活動に近い部分もあると思うので、そうした点できちんと管理をしていこうという方針を定められた、と理解してよろしいでしょうか。

○生駒予算グループマネージャー

おっしゃるとおりです。

○野邊委員

ありがとうございました。よく理解できました。

○板倉委員

その他、御質問、御意見等はございますでしょうか。

それでは、次に、「その他」といたしまして、何か共有事項等ありますでしょうか。

○松村労務管理グループマネージャー

労務管理グループの松村です。3月に都や事業団で懲戒処分の事案がございました。今年度も継続して、コンプライアンス研修に取り組んでまいります。その際にも適切な事務処理について、引き続き注意喚起をしていきたいと思っております。

○板倉委員

その他、今回の議案に限らず、何かございましたら、お願いいたします。

○板倉委員

本件に関しまして、御質問、御意見等をお願いいたします。

(質問・意見なし)

○板倉委員

それでは最後に、専門家の視点から御意見等お伺いできればと思います。野邊先生、よろしくお願いいたします。

○野邊委員

今回のお話の中でもありましたが、今年度から職員が増え組織の雰囲気も変わる中、大会本番に向けて業務を本格化させていくにあたり、コンプライアンス委員会の役割が重要になってくると感じております。特にコンプライアンスは、事前の教育の部分が重要になってくるかと思っておりますので、我々としてもできることは最大限サポートさせていただければと思いますし、仮に何か起こってしまった際に、迅速な対応ができるようにしておくことも大事な事かと考えておりますので、有事の際には迅速に対応してまいりたいと思います。簡単ではございますが、私からは以上となります。

○板倉委員

ありがとうございました。それでは本日の委員会は終了といたします。
貴重なお時間をいただき、誠にありがとうございました。